



静岡県ボート協会

静岡県ボート競技の
育成・普及・強化の為に、
是非、賛助会員に加盟して頂きますよう
宜しくお願い申し上げます。
年会費：1口 5,000円～
詳細は下記をご覧ください。

静岡県ボート協会 令和4年度（2022年度）賛助会員募集のお願い

拝啓

貴殿におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より静岡のボート競技に御理解と御協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年は依然コロナ感染の第6波で感染する方が大変多く社会活動の対応に苦慮した年でありました。東京オリンピック・パラリンピックも無観客でのバブル方式を取り何とか開催されました。悲願のメダル獲得は残念ながらありませんでしたが、男子シングルスカルの荒川龍太選手の11位や女子軽量級ダブルスカルも10位と健闘いたしました。また、三重県で開催される予定でした第76回国民体育大会も初めて中止となるスポーツ界にとっては大変な出来事でした。

3月に開催されました第33回全国高校選抜ボート大会では、第4回大会で女子シングルスカルでの内山佳保里選手が優勝した年から数えて実に29年振りに浜松北高の高橋莉子選手が優勝、男子シングルスカルでは沼津工業高の佐々木吾瀧選手が第5位と健闘し、このほかにも県内3クルーが最終日に残る成績でした。昨年に引き続き静岡県から強化事業として成年女子クオドルプルも導入する事が出来ました。これで大きな艇の4種目すべてを整備する事が完了し、遠州鉄道(株)様からも入谷選手が使用しておりましたシングルスカルを協会へ寄贈していただきました。皆様からの毎年の御厚志により協会所有の設備も着々と充実して、あとは『静岡県選抜チーム』の高いモチベーションのもと、質の高い強化活動とその努力が実る良い成績を期待しております。

つきましては、本年も賛助会員の御協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

令和4年4月

静岡県ボート協会

会長 池谷 邦行

資料①

静岡県ボート協会規約抜粋

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本協会は静岡県内のボート活動の普及発達をはかるをもって目的とする。

第4条 本協会は（社）日本ボート協会に対して静岡県を代表するものとする。

【事業】

第5条 本協会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 静岡県内における競漕会
- 2 静岡県代表選手の育成・選定・派遣
- 3 ボートに関する調査・研究並びに指導
- 4 競技者規定による選手資格の決定
- 5 静岡県内のボートの普及活動
- 6 その他目的達成に必要な事項

資料②

賛助会員規定

第1条 この規定は静岡県ボート協会（以下「本会」という）規約第33条の規定に基づく賛助会員に関することを定める。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

第3条 第2条による本会の趣旨とは本会規約第3・4・5条の目的及び事業を主とする他、本会競漕水域における地域活性化も添える。

第4条 賛助会員は、次の事項を受けすることができる。

- (1) 本会主催の主要競漕会への招待
- (2) 本会主催の講演会・懇親会等の参加資格
- (3) 本会年間活動関連品の配布
- (4) 本会活動に対する意見受理

第5条 賛助会員の資格は1年間毎（4月1日～3月31日）とする。

第6条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|----|--------|------------|
| (1) 法人会員 | 1口 | 年額 1万円 | 注) 2口以上でも可 |
| (2) 個人会員 | 1口 | 年額 5千円 | 注) 2口以上でも可 |

第6条2項及び第7条の削除

附則 この規定は平成28年4月3日より施行する。

この規定は令和4年3月27日より改定する。

- ・ 振替口座 ゆうちょ銀行 浜松東
振替口座No 00800-7-72178 口座名 静岡県ボート協会
※ 振替料金 110円のご負担をいただきます。（令和4年1月～より：ゆうちょ銀行制度変更により）
- ・ 連絡先 TEL：053-454-2014 FAX：053-454-4130 静岡県ボート協会 総務委員長 鈴木宏和